

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 取りまとめ骨子（案）

1. はじめに

- 放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」という。）は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が環境中に放出されたことを受け、既存の法体系では想定していなかった除染と汚染廃棄物の処理を迅速に行うため、超党派の議員立法という形で制定された。
- 特措法の検討・制定の過程において、放射性物質によって汚染された廃棄物や土壌は環境汚染の一類型であるという観点から、その施行は環境省において対応すべきものとされた。生活圏での大規模な除染は世界的に見ても前例のない措置であった上、それまで放射性物質に関する規制や措置の権限・経験を有していなかった環境省が放射性物質汚染対策を実施することとなり、手探りで特措法の施行に当たってきたことは、正に「前例のない挑戦」であった。
- 特措法の枠組みとしては、放射線による人の被ばく線量を低減するために事故由来放射性物質が付着した土壌等の除去等をする「除染」については土壌汚染対策法を参考に、事故由来放射性物質に汚染されている「汚染廃棄物」の処理については廃棄物処理法を参考に構築された。「中間貯蔵」は特措法上の「保管」等として位置づけられているところであるが、さらに、日本環境安全事業株式会社（JESCO）の中間貯蔵事業への活用、「中間貯蔵」の定義や最終処分に係る国の責務の明記等を内容とする JESCO 法の一部改正が、平成 26 年 11 月に行われた。
- 特措法に基づく除染、中間貯蔵施設の整備及び汚染廃棄物の処理については、環境省等の国や関係自治体において、国政上の最重要課題の一つに位置づけられ、緊急的に、多くの人員を他の行政課題から転用して取り組まれてきた。国、自治体等の関係者の努力の下、これまでに一定の進捗があったことは事実であるが、一方で、法律制定時には想定が難しかった実務上の課題も多くあり、その結果、例えば除染特別地域の除染及び対策地域内廃棄物の処理については、基本方針等において当初は追加被ばく線量が特に高い地域を除き事故から 3 年程度の間に通りの対応を行うこととなっていたが、実際には想定よりも多くの時間を要することとなった。このように、結果として対応が当初の想定よりも大幅に遅れたことについては、事故直後から特措法制定までの間の初動対応も含め、反省すべき点として銘記すべきである。
- そのような状況の中、平成 25 年秋に、除染特別地域の除染実施計画及び対策地域内廃棄物処理計画について、総点検とその結果に基づく現実に即した計画への見直しが行われ、現在、見直し後の計画に基づき、鋭意取組が実施されているところである。
- 本検討会は、特措法附則第 5 条において施行後 3 年経過時に施行状況について検討を

加えるものとされていることから、上記の背景も踏まえつつ、特措法に基づく措置の実施者である自治体や関係する自治体の声も聞きながら、除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物処理の状況等について検討を行い、今後の方向性をとりまとめたものである。

2. 除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物処理の状況

(1) 除染

- 大規模な除染については、世界的に見ても前例のない措置で、当初は技術的な知見がなかったこともあり、環境回復検討会等での検討を通じた除染手法の確立、除染実施計画の策定、除染実施の同意取得、仮置場の確保、適正な除染のための執行管理の確立等に当初の想定より多くの時間を要した。
- 国直轄除染については、改定後の計画に沿って概ね軌道に乗って進捗しているが、汚染状況重点調査地域における除染については、計画通りの除染終了に向け一段の加速化が必要な箇所もある。

<除染特別地域（国直轄除染地域）>

- 国直轄で除染を行う除染特別地域では、当初設定された、全市町村一律に平成 26 年 3 月末までに仮置場への搬入を終えるという目標は、市町村ごとの事情を踏まえたものとはなっておらず、進捗に差が生じていたことから、平成 25 年に計画を見直し、個々の市町村の状況に応じた除染を推進し、平成 28 年度中に除染を終了するという現実的な計画に改められた。
- 除染実施計画に基づき、平成 27 年 6 月時点で対象 11 市町村のうち田村市、川内村、大熊町及び檜葉町の全体、葛尾村、川俣町及び飯舘村の宅地部分では面的除染が終了し、常磐自動車道においても除染が終了したところである。
- これらの除染及び自然減衰による線量低減を受け、田村市及び川内村の避難指示解除準備区域における避難指示が順次解除されたり、川内村の居住制限区域が避難地指示解除準備区域に見直しされたりなどしている。また、檜葉町も平成 27 年 9 月に避難指示の解除が予定されている。
- なお、面的な国直轄除染は「帰還困難区域」（5 年間を経過してもなお年間積算線量が 20mSv を下回らない恐れのある、平成 23 年 12 月時点で年間積算線量が 50mSv を超える地域）以外の地域において実施されている。帰還困難区域については、復興の動きと連携し、上下水道・主要道路等のインフラ復旧について、先行的に除染が実施されているところ。

<汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）>

- 市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域についても、本年 6 月末までに子どもの生活環境を含む公共施設等の除染は福島県内では約 9 割、福島県外ではほ

ぼ終了、農地・牧草地についても福島県内では約8割、福島県外では終了、といった着実な進捗が見られる。一方で、一部進捗が遅れているものもあり、特に福島県内の住宅は6割、道路は3割、生活圏の森林は4割の進捗に留まっている。

- 平成25年にその時点で利用可能なデータを用いて点検が行われたところ、「平成25年8月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少した状態を実現する」という目標に対し約61%減少、「学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染することによって、平成25年8月末までに、子どもの年間追加被ばく線量が平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約60%減少した状態を実現する」という目標に対し約64%減少している。

<知見の蓄積とその活用>

- 上記の過程においては、法律・行政・技術・リスクコミュニケーション等の分野の有識者から成る「環境回復検討会」にて、除染に関する基本的な考え方や実施に当たって留意すべきこと、放射線量に応じた除染の在り方、除去後に出る土壌の収集、運搬、保管の在り方について検討を行い、その検討結果を活かしつつ、ガイドライン等の策定及び改定、市町村への技術的知見の提供等が行われた。
- また、除染の信頼性の向上、除染の更なる加速化に資するよう、事業者の施工責任の徹底、幅広い管理の仕組みの構築、環境省の体制強化などを含む「除染適正化プログラム」が策定され、実施されている。

(2) 中間貯蔵

- 福島県内の除染により生じた除去土壌等を集中的かつ安全に保管する中間貯蔵施設については、平成23年10月に環境省が施設の基本的な考え方（ロードマップ）を策定・公表し、その後、現地調査を実施し、施設の安全性や輸送等に関する検討を進めて中間貯蔵施設の案を提示し、住民説明会を開催することなどにより、一歩ずつ地元の理解を得ながら取組が進められてきた。
- また、平成26年の臨時国会において、国が強い指揮監督権限を有する特殊会社であり、かつノウハウの蓄積された専門組織であるJESCOを中間貯蔵に関する事業の受託者として活用できるようにするとともに、30年以内の福島県外での最終処分に係る国の責務を規定する、JESCO法の一部改正案が成立、12月から施行されている。
- こうした取組等を踏まえて、平成27年2月には福島県、大熊町及び双葉町から施設への搬入の受入れが表明された。ロードマップの目標からは遅れることとなったが、同年3月に、施設内の保管場へのパイロット輸送による搬入が開始され、概ね1年程度の期間をかけて県内43市町村からパイロット輸送を行うこととされている。

- こうした動きと並行して、中間貯蔵施設に係る用地交渉が進められている。中間貯蔵施設予定地においては、登記記録上約 2,400 名の地権者が確認されており、そのうち約 1,200 名の地権者の連絡先が環境省により把握されており、公有地と併せその所有地は敷地予定地全体の約 8 割に相当している。平成 27 年 8 月 15 日までに約 950 人の方々に個別訪問による説明を行い、建物等を所有されている方についてはその承諾を得て、物件調査が進められている。同年 8 月 15 日時点での契約件数は 7 件となっているが、これらの取組を踏まえ、今後順次補償額の提示が行われていく予定である。また連絡先を把握できていない地権者約 1,150 人のうち約 800 名の方々は、死亡している又は登記の年代から死亡していると推測される者であり、その相続人について調査が進められているところ。
- このように中間貯蔵施設に関しては、一步一步着実に取組が進められている一方、現時点ではまだ、用地の取得が十分に進み本格的な施設整備や輸送の見通しが立てられる段階には至っていない。

(3) 汚染廃棄物の処理

- 特措法においては、汚染廃棄物対策地域として環境大臣が指定した地域内の廃棄物のうち一定の要件に該当するものである「対策地域内廃棄物」と、事故由来放射性物質の濃度が 8,000Bq/kg を超える廃棄物であって環境大臣が指定したものである「指定廃棄物」については、「特定廃棄物」として、国が処理を実施することとされている。

特定廃棄物以外の廃棄物は、従来どおり、廃棄物処理法に基づき処理されることとなるが、事故由来放射性物質に汚染され、又はそのおそれがある廃棄物のうち一定の要件に該当するものについては、「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物」として、廃棄物処理法の処理基準に加えて、特措法の特別処理基準に基づき処理するものとされている。
- このうち福島県内の特定廃棄物については、対策地域内廃棄物の処理が改定後の対策地域内廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）に沿って概ね軌道に乗って進捗しつつあり、また、指定廃棄物の焼却等の処理も着実に進捗し、処分先の確保に向けた調整が重ねられている。
- 一方、福島県以外の指定廃棄物については、各県における処理を進めるべく関係者への説明が行われているところだが、その見通しが得られる段階には至っていない。

<指定廃棄物>

- 指定廃棄物全体の 8 割強を占める福島県内の指定廃棄物については、焼却・乾燥等の処理によって、減容化や性状の安定化を図る事業が進められている。これまでに福島市、郡山市における下水汚泥の処理、鮫川村における農林業系廃棄物等の処理が完了したほか、飯舘村においては周辺 5 市町の指定廃棄物を集約処理する処理施設が建設中（今秋稼働予定）であり、また、県中・県南等 24 市町村の農林業系廃棄物について

も、東京電力開閉所の敷地（田村市・川内村）において、仮設焼却施設の設置に向け発注準備中であるなど、着実に進捗している。

○ また、これらの事業により発生した処理後の焼却灰等を含めて、福島県内で発生した指定廃棄物のうち放射能濃度が10万Bq/kg以下のものについては、既存の管理型処分場であるフクシマエコテックを活用して埋立処分する計画であり（10万Bq/kg超のものは、中間貯蔵施設への搬入）、これまで地元の富岡町及び楡葉町の当局や議会、住民への説明が実施されてきた。

○ 福島県以外に、一時保管がひっ迫している県（宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県）のうち、宮城県、栃木県、千葉県については、有識者会議における議論と市町村長会議を経て確定した選定手法に基づき、環境省において、平成26年1月、平成26年7月、平成27年4月にそれぞれ詳細調査候補地が公表された。このうち、宮城県においては、平成26年8月に詳細調査が開始されているが、栃木県、千葉県においては、詳細調査の実施には至っていない。詳細調査候補地の地元住民の理解を得られるよう、現在、いずれの県においても、地元住民に対する説明が行われているところ。宮城県、栃木県においては、これまで県民向けのフォーラムをそれぞれ2回開催し、千葉県においては詳細調査候補地が所在する市の当局や市議会、地元住民への説明会が順次開催されている。

また、茨城県については、指定廃棄物を一時保管している市町、県、国による会議における議論を踏まえ、一時保管を継続する際の課題について、環境省において検討しているところ。

さらに、群馬県については、これまで2回の市町村長会議が開催され、以降も、県や市町村との意見交換が行われているところ。

<対策地域内廃棄物>

○ 対策地域内廃棄物については、平成25年12月に一部改定を行った処理計画に基づき、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先し、搬入完了目標を市町村毎に設定して処理が進められている。廃棄物の処理に当たっては、片付けごみや災害廃棄物の収集・運搬を可能な限り除染と一体的に行うなど、効率的に実施されている。また、コンクリートくず等について復旧事業の資材とする等の再生利用も行われている。

○ 平成26年度末時点で、8市町村で、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了した。また、仮設焼却施設についても、平成27年8月時点で、7市町村8施設で設置が予定されている中、既に6施設が稼働中であり、残り2施設についても建設工事中あるいは建設工事の準備中である（平成27年8月現在）。このように、対策地域内廃棄物に関しては、一部、帰還困難区域についての処理方針の明確化の要望等は存在しつつも、改定後の処理計画に基づきその処理は概ね順調に進捗している。

<特定一般廃棄物・特定産業廃棄物>

- 特措法上、事故由来放射性物質による汚染によって、特別な管理が必要との整理がなされた特定廃棄物（指定廃棄物及び対策地域内廃棄物）以外の 8,000Bq/kg 以下の廃棄物は、安全評価の結果、通常行われている処理方法で、周辺住民及び作業者のいずれにとっても安全に処理可能であることが確認されている。
- その上で、特措法では、このような特定廃棄物以外の廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある廃棄物のうち一定の要件に該当するものを、「特定一般廃棄物・特定産業廃棄物」と位置づけ、当分の間の措置として、入念的に上乘せ基準及び当該廃棄物の処理施設における維持管理基準を規定し、安全側に立って、当該規制が広めに適用されてきた。
- この特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件は、特措法施行後の知見やデータを踏まえて、平成 24 年 8 月に有識者による検討（災害廃棄物安全評価検討会）が行われ、実態を踏まえ、対象範囲を縮小する形で要件の見直しを行い、同年 12 月から新たな要件が適用されている。
- 施行後の状況を見ると、当初処理先の確保が困難なため、保管を余儀なくされた場合も多く見られたが、時間の経過による放射能濃度の低減もあって、最近では状況の改善が進み、なお保管が継続している場合も残されているものの、関係者の努力により全般的には処理が進捗している。
- また、特措法第 16 条の規定により、一定の要件に該当する施設においては、当該施設から生ずる廃棄物の放射能濃度の調査・報告義務が課されているが、汚染廃棄物の生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受け、当該義務が免除された施設が増加しており、調査・報告数も減少している。
- 現在、こうした処理の進捗等を背景に、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件や、最終処分場の維持管理基準の見直し、最終処分場の廃止に係る基準の設定等に関して、自治体からも要望がなされているところである。
- また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物のうち除染廃棄物については、一部の市町村において、焼却等の処理が進まず、仮置場等での保管が継続している状態にある。

（４）横断的事項

<技術開発等の実施状況>

- 環境省の環境研究総合推進費や国立研究開発法人国立環境研究所等の研究機関の取組により、放射性物質の環境動態解明や汚染土壌等の除染などに関する研究が推進されてきた。また、福島県において、放射性物質に汚染された環境の回復等に取り組むための調査研究及び情報発信、教育等を行う拠点として、福島環境創造センターの整

備を進めている。

- さらに、除染や汚染廃棄物の処理等に活用し得る新技術の実証試験を行い、その有効性を評価・公表してきた。平成 26 年度までに 83 件の実証・評価を行い、成果を実際の除染、汚染廃棄物の処理に役立てているほか、新たな政策方針の検討にも活用している。

<除染・中間貯蔵施設に関するリスクコミュニケーション>

- 除染等の実施に当たっては、関係する住民及び国民の理解を得ることを目的として、福島県と共同で運営する除染情報プラザにおける展示や対話型セミナー、市町村や地域コミュニティ等への専門家の派遣等のほか、ウェブサイトやコールセンターの開設、メディアとの連携を含め、幅広いチャネルを通じ、除染や放射線に関する情報の周知が行われている。また、中間貯蔵施設への輸送の状況や保管場のモニタリング結果等については、環境省及び JESCO のウェブサイトにおいて公表されているとともに、中間貯蔵施設に関する様々な質問等に対応するコールセンターや相談窓口が設置されている。

<汚染廃棄物に関するリスクコミュニケーション>

- 汚染廃棄物の処理については、地元住民に向けた直接の説明会の実施のほか、新聞広告やテレビ CM、環境省ホームページを活用した積極的な情報発信が実施されている。例えば、汚染廃棄物対策地域内の仮設焼却施設等における排ガス等の放射性物質濃度等の環境モニタリングデータの公表や、指定廃棄物の処理に関する県民を対象としたフォーラムの開催など、多種多様な形で汚染廃棄物の処理の促進に資する情報の周知が行われている。

- 8,000Bq/kg 以下の汚染廃棄物についても、安全評価により従来と同じ方法による処理が可能であることが確認されており、ホームページ、パンフレット、会議や通知等により 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理の安全性の周知を図るとともに、関係自治体・関係省庁等と連携し、早期処理に向けた取組が行われている。

<国際連携>

- IAEA 等の国際機関や二国間協力の枠組み等を通じ、除染等の経験について国際社会に情報共有されている。また、IAEA ミッション等による国際的・専門的見地からの評価や助言を受けてきた。

3. 課題と今後の方向性

- 特措法に基づく取組は、施行当初、除染特別地域の除染や対策地域内廃棄物の処理について、3 年程度の間に通りの対応を行うこととされていたが、実際には想定よりも多くの時間を要した。その結果、特措法の施行から 3 年が経過し、附則に基づく点検時期となった現時点において、ようやく軌道に乗って進捗している、又は進捗しつつある

状況にある。

- 特措法の制定や施行に当たって参考とされた廃棄物処理や土壌汚染対策に関する環境行政の蓄積もあって、特措法の基本的枠組みそのものは有効に機能していると考えられる。他方、汚染状況重点調査地域の円滑な指定解除、除去土壌の減容化・再生利用の着実な実施など、特措法に基づく一連の措置を円滑に完了するために今後制度面を含めた整理を要する点も残されており、これらについては改めて施策の進捗を確認した上で対応を図ることが適当である。
- また、福島県以外の指定廃棄物のように、長期管理施設の設置に向けて、候補地の選定手法を丁寧に公開しながら策定する等、懸命に道筋を模索している最中の課題については、現行の制度的枠組みを見直すことがその解決に資するとは考えがたい。
- こうした状況に鑑みれば、現時点においては、現行の枠組みの下で、施策を前進させることに総力を挙げることが重要であり、その上で除染実施計画が終了する時期を目処に、改めて点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当て等を行うことが適当と考えられる。

(1) 除染

<除染特別地域（国直轄除染地域）>

- 国直轄除染については、改定後の計画に沿って、概ね軌道に乗って進捗している。本年6月の閣議決定『『原子力災害からの福島復興の加速に向けて』改訂』（以下、「改訂指針」という。）において、現在の避難指示解除準備区域及び居住制限区域について、遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除し、住民の帰還を可能にできるよう、除染の十分な実施等に取り組むこととされていることを踏まえ、現在計画等に基づき行うこととなっている措置について、引き続き、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、県、市町村のより一層の協力を仰ぎながら、各種施策を総動員し、その執行を適正に管理しつつ、加速化して取り組んでいくべきである。

<汚染状況重点調査地域（市町村除染地域）>

- より線量の低い市町村除染については、計画通りの除染終了に向け一段の加速化が必要な箇所もある。人の健康及び生活環境に及ぼす影響を速やかに低減すべきことから、現行の計画通り除染を確実に適正に実施し、平成28年度中に終了させるべきである。
- 汚染状況重点調査地域については、計画に基づく除染等の措置等が終了し、指定の要件を満たさなくなったもの等については、速やかに地域の指定を解除していくべきであり、必要な制度的手当てを今後行うべきである。

<仮置場等の適正管理>

- 除染等の措置に伴い生じた土壌等の一時保管を行っている仮置場等については、現在も、環境回復検討会での議論を経て定めた保管基準に加え点検と補修の徹底により適正に管理がなされているところである。その安全性に関する住民とのなお一層のコミュニケーションが求められる。福島県内については、中間貯蔵施設の本格的な供用開始までの間、仮置場等での保管を継続する必要があることを踏まえ、仮置場等の適正管理を引き続き確実に実施する必要がある。

<除染に関する技術的課題等への対応>

- 年間の追加被ばく線量 1 mSv 以下は、避難指示解除の要件のひとつである年間積算線量 20 mSv 以下とは別に、総合的な対策を通じ、住民が生活する中で達成を目指す長期的な目標であることをより明確に発信すべきである。

- 自治体アンケート調査でも要望が多かった除去土壌の処分基準、生活圏以外の森林の放射性物質対策の方針などの技術的・実務的な課題について、未だ方向性が決まっていなかったものがあることから、引き続き専門家の助言も得つつ、政府としての方針を明確にし、必要な省令やガイドライン等の整備を行うなど対応を図っていくべきである。

- これらの課題への対処に当たっては、特に以下の点に留意すべきである。

- 一 福島県外から要望が多かった除去土壌の処分基準の検討に当たっては、セシウムの挙動等の最新の科学的知見を踏まえるとともに、再生利用を安全かつ確実に進めることにも留意し、除染実施者が地域の実情に合わせて対応できるようにする必要があること。
- 一 特措法外の措置により除去された道路側溝等の堆積物等の処理に関する技術的方針を提示する必要があること。
- 一 森林については、改訂指針において、「間伐等の森林整備と土壌流出抑制対策等の放射性物質対策の一体的かつ長期継続的な推進により、地表面の土壌の移動や流出を防止し、生活圏への放射性物質の移動を抑制する」とされている。これを踏まえ、生活圏以外の森林の放射性物質対策の方針については、土壌や落葉等の除去による土壌流出や地力低下による樹木への悪影響に配慮し、放射性物質の環境動態に関する最新の知見も踏まえつつ、関係省庁と連携して森林・林業の再生と一体的な方針を明確化する必要があること。また、放射性物質の森林からの流出、拡散の可能性への懸念に関し、分かりやすい情報提供を行う必要があること。
- 一 フォローアップ除染に係る方針についても関心が高い。これまでの実績から、除染の効果は面的には維持されており、また面的除染は繰り返し実施しても追加的効果が期待できないことが判明していることも踏まえ、居住地周辺における除染効果を確実なものとするための取組として、避難指示解除要件（年間積算線量が 20mSv/年以下となることが確実であること等）を踏まえた居住制限区域内の宅地の合理的かつ効果的なフォローアップ除染の方向性を示すとともに、住民からの心配の声等に

対応するため、リスクコミュニケーション等を丁寧に進める必要があること。

<帰還困難区域の取扱い>

- 帰還困難区域の除染についても、除染実施計画の策定と早期除染実施への要望は多い。同区域については、改訂指針を踏まえ、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であり、政府内でできるだけ早期に方針を明確化することが必要である。

(2) 中間貯蔵

<施設整備の見通し等について>

- 自治体アンケート調査でも、できるだけ早期の搬入や搬入時期の見通しを求める意見が多く、用地交渉やパイロット輸送など中間貯蔵施設全般に係る取組の現状に関する情報提供を最大限行うとともに、中間貯蔵施設の整備の見通しを段階的にでも示していくことが重要である。
- 中間貯蔵施設の整備と県外最終処分の実施は、巨大なナショナルプロジェクトであり、また、30年という長期に渡り、様々にフェーズを変えながら、継続する事業である。このため、環境省のみならず政府一丸となって取組を進めるとともに、30年以内の福島県外での最終処分の実施を見据え、施設の在り方の検討や減容化に関する取組を実施するなど、短期的な対応だけではなく長期的展望を持って、全体のストーリーを考えながら、取組を進めていくべきである。

<用地確保について>

- 中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の方々に御理解を頂きつつ、用地の確保を図ることが大前提である。現時点では用地の確保がまだ十分に進んでいるという状況にはなく、政府を挙げての用地交渉経験者の積極的活用を含む用地担当職員の更なる増員を含めて、組織体制を強化し、地権者の理解を得ていくことが必要である。また、並行して連絡先が不明の地権者の方々についての調査を早急に行い、地権者を確定させていく必要があるが、取りうる手段を尽くしてもなお地権者が不明の土地がある場合には、不在者財産管理人制度の活用も含め、必要な措置を取る必要がある。

<施設整備・輸送の安全性等について>

- 中間貯蔵施設の整備や輸送については、安全に万全を期し、地域の方々の理解を得ながら進めていく必要がある。また、用地の確保と施設の整備・輸送が同時並行で行われるため、用地の確保状況に応じて、施設整備・輸送を戦略的かつ柔軟に進めていく必要がある。
- 現在行っているパイロット輸送を着実に実施するとともに、本格的な輸送を円滑に進めることができるよう、パイロット輸送で得られた知見を、適切にフィードバックすることが必要である。

- 中間貯蔵施設の管理については、JESCO 等の関係者としっかりと連携をして、安全に万全を期して取り組むとともに、本格的な施設の整備に向けて、これまで国の検討会（中間貯蔵施設安全対策検討会）や福島県の中間貯蔵施設に関する専門家会議の意見を聴いて取りまとめた指針等を基礎として、中間貯蔵施設の管理等に関する基準を整備する必要がある。

<仮置場等の適正管理について>（再掲）

- 除染等の措置に伴い生じた土壌等の一時保管を行っている仮置場等については、現在も、環境回復検討会での議論を経て定めた保管基準に加え点検と補修の徹底により適正に管理がなされているところである。その安全性に関する住民とのなお一層のコミュニケーションが求められる。福島県内については、中間貯蔵施設の本格的な供用開始までの間、仮置場等での保管を継続する必要があることを踏まえ、仮置場等の適正管理を引き続き確実に実施する必要がある。

<減容化・再生利用について>

- 中間貯蔵施設への輸送の負担の軽減や県外最終処分の実現に向けて、除去土壌等の減容化や再生利用にできるだけ早い段階から取り組むことが重要である。このため、30年以内の福島県外での最終処分に向けて、長期的な戦略とスケジュールを明確にした上で着実に除去土壌等の減容化・再生利用に関する技術開発を進めるとともに、情報の発信、モデル的な再生利用の取組等を通じ、全国民的な理解の醸成を図っていく必要がある。また、施設の整備や管理等に当たっても最終処分や再生利用を見越した計画とすることが重要である。

<地元とのコミュニケーションについて>

- 地元とのコミュニケーションは、中間貯蔵施設の鍵となるものであり、より一層、ホームページ等における積極的な情報公開を行うとともに、地元自治体や地域住民等により構成される環境安全委員会等を地元とのつなぎ役として、中間貯蔵事業に関する理解を深めるための努力を継続していくべきである。

（3）汚染廃棄物の処理

① 指定廃棄物

- 指定廃棄物全体の8割強を占める福島県内の指定廃棄物については、国の直轄事業による焼却等の処理が徐々にではあるが着実に進んでおり、地元との調整を行っている既存の管理型処分場における焼却灰等（10万Bq/kg以下）の処分が可能となれば、県内の指定廃棄物全体の処理に大きな見通しが得られることになる。このため、当該管理型処分場の活用について地元の理解を得て、早期に処分が進められるよう、引き続き最大限取り組むべきである。
- 福島県外の指定廃棄物の処理については、詳細調査候補地を公表した県においても

本格的な詳細調査は行われていない。こうした状況を踏まえ、地元理解の促進が図られるよう地元の立場や思いを十分理解したうえで、更に丁寧な説明を行っていくほか、風評被害の防止にとどまらず、むしろ積極的に地域に振興をもたらすような支援等にも最大限取り組む必要がある。国は次に挙げる課題に真摯に取り組むことにより、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、指定廃棄物の処理が着実に進むよう尽力すべきである。

<指定廃棄物に係るリスクコミュニケーション>

- 県民向けフォーラムの結果を評価し、それを踏まえ、今後どのように進めて行くべきか方針を示すことが適当である。また、県民向けフォーラムだけではなく、より狭い範囲を対象とした地域との対話の機会を持ち、長期管理施設の安全性等について住民に丁寧に説明すべきである。

<風評被害対策>

- 万が一風評被害が起きた場合の対策をどうするかではなく、風評被害を起こさないために国が何をすべきかをきちんと示すべきである。そのためにも、放射線理解等に係る根本的な部分の教育が重要である。

<県との連携強化>

- 国が責任を持って指定廃棄物の処理を進めていくことは原則として、県や市町村、国民にも協力の責務があることを考慮すれば、今後は、国と県との連携を強化するなどの取組を進めるべきである。

<指定解除>

- 自治体向けアンケート調査において指定解除に関する指摘・要望が出されていることを踏まえ、解除後の廃棄物の適正な処理が担保されることを前提として、指定廃棄物の放射能濃度の減衰傾向や各地域の実情を勘案しながら、指定解除の手続について取組を進めるべきである。

② 対策地域内廃棄物

- 対策地域内廃棄物の処理については、実情を踏まえて改定された計画に沿って、軌道に乗って進捗しつつある。市町村毎に仮置場や仮設焼却施設の設置が進んでいることから、処理計画に基づき、引き続き、現行の法律・制度や基本的な枠組みの下で、県、市町村のより一層の協力を仰ぎながら、各種施策を総動員し、迅速に処理に取り組んでいくことが適当である。特に、被災家屋の解体については、当初想定されてなかった原子力災害に伴う長期避難による荒廃を加味して半壊以上と判定された家屋等についても解体対象とされたことから、復興を見据え、計画的に進めるべきである。

<相互連携の強化>

- 汚染廃棄物対策地域内における廃棄物の処理に当たっては、施設の有効活用等を含

め、国と県及び市町村との相互連携を強化するなどの取組を進めるべきである。

<帰還困難区域の取扱い>

- 帰還困難区域の対策地域内廃棄物処理については、処理方針の明確化への要望がある。同区域については、改訂指針を踏まえ、放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を総合的に考えることが重要であり、政府内でできるだけ早期に方針を明確化することが必要である。

<再生利用の促進>

- 対策地域内廃棄物の再生利用については、処理計画に「可能な限り災害廃棄物等の再生を図ることとする。」とあることから、引き続き、促進していくべきである。

③ 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物等

- 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理に係る規制は、より安全側に立った、当分の間の入念的な措置として設けられたものであり、多くの関係者の努力により通常の処理方法による適正な処理が進んでいること、発災後4年以上が経過し関係するデータや知見も蓄積されてきたことから、これらを踏まえた規制内容の評価を行い、より合理的なものとなるよう今後措置すべきである。
- また、8,000Bq/kg以下の廃棄物の処理が、通常の処理方法で、環境保全上支障なく実施できている実態を分かりやすく示すことなどにより、その処理が滞っている一部の特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理が進むよう、自治体及び事業者等に積極的に働きかけるべきである。

<特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直し等>

- 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物について、要件の見直し等を求める要望があった。自然減衰等により廃棄物の放射能濃度が低下してきていることから、必要な知見等を集めた上で、特措法第16条調査の対象施設や特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件の見直しについて、合理性の観点から検討を行っていく必要がある。

<最終処分場の維持管理基準、廃止基準の見直し等>

- 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の最終処分場について、維持管理基準の見直しや、廃止基準の設定等を求める要望があった。特定一般廃棄物・特定産業廃棄物が埋立処分された最終処分場の実態について、必要な知見等を集めた上で、過剰な規制とならないよう、その維持管理基準の適用除外要件や廃止基準等について検討していく必要がある。

<除染廃棄物>

- 汚染状況重点調査地域内の仮置場等で保管されている除染廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に位置付けられており、廃棄物処理法に基づく通常の処

理方法（焼却等）によって減容化が可能である。処理が円滑に進むよう、関係主体が適切な役割を果たしながら取り組むべきである。

（４）横断的事項

＜研究開発と人材の育成＞

- 放射性物質対策は長期的な研究が必要な問題であり、環境動態等に係る最新の知見を施策に反映できるよう、研究成果の集約・共有を図る体制を構築するとともに、研究に関わる人材の確保に、政府を挙げて、長期的な展望を持って取り組んでいく必要がある。

＜経験の継承と国際的な発信＞

- 特措法に基づく除染、中間貯蔵施設の整備、汚染廃棄物処理に関する経緯、経験や反省を、正確に記録し将来の万一の事故に備えて継承するとともに、国際社会に発信し、我が国の国際貢献につなげていくべきである。

＜リスクコミュニケーション、情報の透明化と共有＞

- 特措法に基づく措置の着実な実施のためにも、正確な情報の発信に加え、住民が自らの個人線量等を把握することなどを通じ、納得できる形で放射線に関する理解を深めることが重要である。このため、地元の実情をよく理解した上で、住民と行政・専門家等の間の双方向のコミュニケーションを深めていくことが必要である。

＜法制度を含めた総合的な検討＞

- 現行の除染実施計画が終了する時期を目途に、現行の施策に一定の進捗があることを前提として、改めて特措法の施行・進捗状況の点検を行い、特措法に基づく一連の措置の円滑な完了に向け必要な制度的手当等を行うべきである。

4. おわりに

- これまでの施策については、技術的知見・実務的経験の蓄積、それを活かした施策実施・改善や住民とのリスクコミュニケーション等、一定程度進捗しているものと評価できる。
- 一方で様々な課題も指摘されたことを受け、今後の施策実施に当たっては、除染、中間貯蔵及び汚染廃棄物処理が福島を始めとする被災地の復興にとって極めて重要であることを踏まえ、引き続き地元の実態を真摯に把握し、常に地域住民に寄り添った視点を忘れることなく、迅速かつ丁寧に進めることが重要である。